官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔府　令〕
○国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六九）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達関係　四七
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、押収物還付関係
会社その他
会社決算公告

府令

○内閣府令第六十九号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第一項、第九条第一項及び第二十七条の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十一月十一日

内閣総理大臣　菅　義偉